

「BA. 5対策強化宣言」の変更点

政府の基本的対処方針の変更(9月8日付け)等を踏まえて以下の点を変更

1 その他のお願い

○イベントの開催制限

- ・同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限を追加

資料4

(現行)

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	収容定員まで	なし
その他のイベント(注3)	大声なし: 100% 大声あり: 50%	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

(注1) 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2) 感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。



(変更後)

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100% (注2、注4)	収容定員まで	なし
その他のイベント(注3)	大声なし: 100% 大声あり: 50% (注4)	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

(注1) 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2) 感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが**基本**。

(注3) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

(注4) 同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、それぞれ50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。

2 県の取組

- 県の集団接種会場では、9月29日からオミクロン株対応ワクチンに切り替えて接種